

## 国際教養大学学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する 規程

平成 22 年 1 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「国際教養大学学則」(以下「大学学則」という。)第 8 条から第 1 4 条に規定する学長、副学長、学務部長、課程長、図書館長、国際教養教育推進機構長、アジア地域研究連携機構長及び学生部長並びに「国際教養大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)第 6 条に定める研究科長以外の国際教養大学における教育研究上の組織の長等(以下「学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等」という。)について必要な事項を定める。

(国際交流部長)

第 2 条 本学に国際交流部長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 国際交流部長は、本学における国際交流及び提携大学との交流に関する校務を統括する。

(英語集中プログラム・外国語教育代表)

第 3 条 本学の学部英語集中プログラム・外国語教育代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 英語集中プログラム・外国語教育代表は、国際教養大学履修規程(以下「履修規程」という。)別表に掲げる英語集中プログラム及び外国語教育に関する学務を統括する。

(基盤教育代表)

第 4 条 本学の学部基盤教育代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 基盤教育代表は、履修規程別表に掲げる基盤教育に関する学務を統括する。

(日本語プログラム代表)

第 5 条 本学の学部日本語プログラム代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 日本語プログラム代表は、履修規程別表に掲げる日本語教育に関する学務を統括する。

(教職課程代表)

第 6 条 本学の学部教職課程代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 教職課程代表は、大学学則第 5 3 条の 2 第 3 項及び履修規程別表に掲げる教育職員免許状を受ける資格を取得するために必要な授業科目に関する学務を統括する。

3 教職課程代表は、大学院の研究科長を補佐し、大学院学則第 3 6 条に定める教育職員の免許状を受ける資格の取得に関する業務を統括する。

(能動的学修・評価センター長)

第7条 本学の学部中能動的学修・評価センター長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 能動的学修・評価センター長は、能動的学修の支援、教育プログラムの国際通用性及び質保証に資する学修成果の分析・評価並びに大学院進学の支援に関する業務を統括する。

(日本学修センター長)

第8条 本学の学部日本学修センター長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 日本学修センター長は、日本研究科目の充実及びパートナーズプログラムの推進に関する業務を統括する。

(国際教養教育推進センター長)

第9条 本学の学部国際教養教育推進センター長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 国際教養教育推進センター長は、国際教養教育の研究、推進及び情報発信に関する業務を統括する。

(国際教養教育推進センターコーディネーター)

第10条 本学の学部国際教養教育推進センターコーディネーターを置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 国際教養教育推進センターコーディネーターは、国際教養教育推進センター長を補佐し、国際教養教育推進センターに関する業務を統括する。

(英語集中プログラムコーディネーター)

第11条 本学の学部英語集中プログラムコーディネーターを置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 英語集中プログラムコーディネーターは、英語集中プログラム・外国語教育代表を補佐し、英語集中プログラムに関する業務を統括する。

(言語異文化学修センターコーディネーター)

第12条 本学言語異文化学修センターコーディネーターを置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 言語異文化学修センターコーディネーターは、能動的学修・評価センター長を補佐し、言語異文化学修センターに関する業務を統括する。

(学修達成センターコーディネーター)

第13条 本学学修達成センターコーディネーターを置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 学修達成センターコーディネーターは、能動的学修・評価センター長を補佐し、学修達成センターに関する業務を統括する。

(アカデミック・キャリア支援センターコーディネーター)

第14条 本学にアカデミック・キャリア支援センターコーディネーターを置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 アカデミック・キャリア支援センターコーディネーターは能動的学修・評価センター長を補佐し、アカデミック・キャリア支援センターに関する業務を統括する。

(アジア地域研究連携機構副機構長)

第15条 本学にアジア地域研究連携機構副機構長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 アジア地域研究連携機構副機構長は、アジア地域研究連携機構長を補佐し、アジア地域研究連携機構に関する業務を統括する。

(グローバル・コミュニケーション実践専攻長)

第16条 大学院学則第5条第2項に規定するグローバル・コミュニケーション実践専攻に専攻長を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 グローバル・コミュニケーション実践専攻長は、大学院学則第6条に定めるグローバル・コミュニケーション実践研究科の研究科長を補佐し、当専攻に関する学務を統括する。

(英語教育実践領域代表)

第17条 大学院学則第35条に定める英語教育実践領域に領域代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 英語教育実践領域代表は、大学院学則に掲げる授業科目のうち英語教育実践領域の授業科目に関する学務を統括する。

(日本語教育実践領域代表)

第18条 大学院学則第35条に定める日本語教育実践領域に領域代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 日本語教育実践領域代表は、大学院学則に掲げる授業科目のうち日本語教育実践領域の授業科目に関する学務を統括する。

(発信力実践領域代表)

第19条 大学院学則第35条に定める発信力実践領域に領域代表を置き、専任教員又は特任教員をもって充てる。

2 発信力実践領域代表は、大学院学則に掲げる授業科目のうち発信力実践領域の授業科目に関する学務を統括する。

(選考の方法等)

第20条 国際教養大学学則等で定める以外の教育研究上の組織の長の選考方法及び任期については、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。